

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和6年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年1月31日終了】 (2)令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年12月28日終了】 (3)令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金の支給事務 (4)令和5年度物価高騰対応緊急支援金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (5)令和5年度物価高騰対応緊急支援金(低所得の子育て世帯)の支給事務
③システムの名称	給付金給付システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

(1)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)ファイル (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(3万円)ファイル (3)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金(7万円)ファイル (4)物価高騰対応緊急支援金(住民税均等割のみ課税世帯)ファイル (5)物価高騰対応緊急支援金(低所得の子育て世帯)ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の101の項 公金受取口座登録法第10条
--------	---------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の121の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	たつの市福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	たつの市役所 福祉部 地域福祉課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3154(直通)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1世帯あたり5万円	1世帯あたり3万円	事後	
令和5年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	たつの市健康福祉部地域福祉課	たつの市福祉部地域福祉課	事後	
令和5年9月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	たつの市役所 健康福祉部 地域福祉課	たつの市役所 福祉部 地域福祉課	事後	
令和5年9月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年10月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年10月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和6年2月1日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、臨時的な措置として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり3万円)を支給することにより、低所得世帯を支援する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年1月31日終了】 (2)令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年12月28日終了】 (3)令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金の支給事務 (4)令和5年度物価高騰対応緊急支援金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 (5)令和5年度物価高騰対応緊急支援金(低所得の子育て世帯)の支給事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	価格高騰緊急支援給付金システム	給付金給付システム	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 総合事務業務支給対象者ファイル	(1)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)ファイル (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(3万円)ファイル (3)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金(7万円)ファイル (4)物価高騰対応緊急支援金(住民税均等割のみ課税世帯)ファイル (5)物価高騰対応緊急支援金(低所得の子育て世帯)ファイル	事前	